

生活保護を相談される皆さんへ

生活保護とは

生活保護とは、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともにその自立を援助することを目的とする制度です。年金や給与などの収入が、世帯単位で決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても最低限度の生活を維持することができない方（世帯）が保護を受けることができます。

生活保護の目的

生活保護は、その資産や能力を活用しても生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように支援することを目的としています。生活保護は、生活保護法に定める一定の要件のもとに、どなたでも受けることができます（外国籍の方は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について定める一定の要件を満たしている必要があります）。

ただし、暴力団員は保護の要件を満たしませんので生活保護を受けることはできません。

生活保護には8つの扶助があります。

- 1 生活扶助・・・衣食など日常生活に必要なもの。
- 2 住宅扶助・・・家賃、家屋の補修費など。
- 3 教育扶助・・・義務教育に必要な学用品、通学費、給食費など。
- 4 介護扶助・・・介護保険における居宅介護、福祉用具、施設介護、移送に要する費用など。
- 5 医療扶助・・・医療費、治療材料費、移送費など。
- 6 出産扶助・・・出産に必要な費用。
- 7 生業扶助・・・生業に必要な資金、高等学校就学費、技能習得費など。
- 8 葬祭扶助・・・葬儀の費用。

■ 生活保護費の決め方

生活保護は、世帯単位（同じ家に住んでいる方全員）の原則があります。国の基準によるあなたの世帯の最低生活費（国の基準額）と、あなたの世帯のすべての収入を比べて、収入が足りない場合に、その足りない部分について生活保護を受けることができます。

※受けられる場合

最低生活費 (生活費・住宅費・教育費・医療費など)	
収入 (年金、勤労収入、仕送り、各種手当など)	生活保護費

※受けられない場合

最低生活費 (生活費・住宅費・教育費・医療費など)
収入 (年金、勤労収入、仕送り、各種手当など)

※ 収入を得るために必要な経費（所得税・各種社会保険料・通勤費など）と、他に基礎控除があり、収入額から控除されます。

※ 介護サービス費・医療費は…基本的には介護機関・医療機関に直接支払われます。

資産・能力・他の法律制度による給付などの活用について

保護を受けるときには、自分の持っている能力（働く能力など）、資産（預貯金・土地など）、その他あらゆるものを自分の生活のために活用することが必要です。また、民法上の扶養義務者（配偶者、父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、その他特別な関係のある親族）などからの援助や他の法律

せいで きゅうふ かつよう かのう ばあい ゆうせん かつよう
制度などによる給付などの活用が可能な場合には、それらを優先して活用していただきます。

① 資産の活用について

- 土地、家屋は、現在居住している場合は原則として保有を認められます（ただし、要保護世帯向け長期生活支援資金の利用が可能な方については、当該貸付資金の利用が生活保護の適用より優先されます）が、財産価値が高い場合は売却する必要があります。なお、ローン付き住宅の保有は原則として認められません。
- 自動車、オートバイの保有、使用、借用は、原則として認められません。ただし、勤務先で運転する必要がある場合や、障がいのある方が、通勤・通院用で使用される場合などについてはその用途を限定して認められることもあります。
- 貴金属、債券などは処分して生活費に充ててください。
- 解約返戻金が出る保険は、原則として解約して返戻金を生活費に充ててください。（ただし、一定の要件を満たせば保有が認められる場合もあります）。学資保険については、解約返戻金が発生する場合でも保有が認められる場合がありますので、ご相談ください。
- 持っている現金や預貯金は、生活費に充ててください。

② 能力の活用について

- 働ける方は能力に応じて働いてください（高校生を除く15歳から64歳まで）

③ 扶養義務者の扶養について

- 民法上の扶養義務者（配偶者、父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、その他特別な関係にある親族）から援助を受けられる可能性がある方は、援助を受けられないか扶養義務者にご相談ください。

④ 他の法律制度による給付など

- 他の社会保障制度（年金、手当、失業給付など）で利用できるものは、まずはこれらを利用することが必要です。

生活保護を受けるまでの流れ

① 相談

生活保護の相談をされるときは福祉事務所に相談をしてください。お聞きした内容についての秘密は厳守しますので安心してお話しください。

② 申請

生活保護の申請ができる方は、本人が扶養義務者又は同居の親族となっています。事実と違った申請をし、不正な手段により保護を受けた場合は法律により罰せられることがあります。

③ 調査

福祉事務所は、申請が受理すると以下の調査をいたします。

- 実地調査：担当員があなたのお宅に訪問して生活歴などをお聞きし、間取りや家財道具などを確認します。
- 資産調査：銀行や生命保険会社等に照会文書を出して資産の保有状況を確認します。
- 病状調査：主治医を訪問してあなたの病状について確認します。
- 扶養義務調査：民法上の扶養義務者（夫婦、両親、子及び兄弟姉妹など）のお宅に訪問したり、照会文書を送付して援助ができるかどうかを確認します。

④ 決定

- 上記の調査結果を総合的に判断して、生活保護が必要かどうかの決定をします。申請を受け付けてから最大30日以内に生活保護の開始決定もしくは申請却下のご連絡をします。

*保護が開始された場合

■ 保護を受ける人には次の権利があります。

- 1 正当な理由がなければ、すでに決められた保護はあなたに不利になるような変更はなされません。
- 2 支給された保護金品には、税金その他公課を課せられることはありません。
- 3 支給された保護金品及び保護を受ける権利を差押さえられることはありません。

- 4 福祉事務所長が決定したことについて不服のある場合には、鳥取県知事に審査請求をすることができます。(日本国籍を有していない方はできません)。

■保護を受けるにあたりいろいろな制約や義務が生じます。

- 1 保護を受けている人は、常に持てる能力に応じて勤労に励み、支出を節約し、生活の維持と向上に努めなければなりません。
- 2 親子、兄弟姉妹等はお互いに扶養する義務があります。引き続き親族の方からの援助が受けられるように努めてください。
- 3 土地、家屋等の資産で所有や利用が認められないものについては、福祉事務所からの指示にしたがって活用をはかってください。但し、所有している資産を福祉事務所に無断で売却したり、無償で譲渡したりしてはいけません。
- 4 自動車の保有(借用含む)、運転は原則として認められていません。(ただし、状況により許可される場合もあります)
- 5 保護を受ける権利を他の者に譲り渡すことはできません。
- 6 保護を受けている間は、(独)福祉医療機構による年金担保融資を受けることができません。年金担保融資が原因で保護を受けることになった人は、保護を廃止後5年間は再び融資を受けることはできません。
- 7 保護の変更、廃止または停止があったときは、すでに支給された保護費を返納していただくことがあります。
- 8 生活の維持向上、その他保護の目的達成に必要な福祉事務所の指導指示に従わなければなりません。

生活保護について、不明なことなどがありましたら、遠慮なくご相談ください。相談内容は決して漏れることはありませんのでご安心ください。

境港市福祉事務所(福祉課生活支援係)

電話 0859-47-1047

FAX 0859-42-5987

メール fukushi@city.sakaiminato.lg.jp